



議案番号	件名	ページ
議案第103号	令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第14回）について	1
議案第104号	令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第15回）について	1
議案第105号	令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について	2
議案第106号	令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について	3
議案第107号	令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について	3
議案第108号	令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第3回）について	3
議案第109号	令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第4回）について	3
議案第110号	令和2年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について	4
議案第111号	令和2年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について	4
議案第112号	令和2年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2回）について	4
議案第113号	令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について	5
議案第114号	令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について	5
議案第115号	令和2年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第2回）について	5
議案第116号	令和2年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について	6
議案第117号	山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第118号	山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第119号	山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第120号	山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7

議案第 1 2 1 号	山陽小野田市立サッカー交流公園条例の制定について	8
議案第 1 2 2 号	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	8
議案第 1 2 3 号	山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例の制定について	8
議案第 1 2 4 号	山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について	8
議案第 1 2 5 号	山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 1 2 6 号	山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 1 2 7 号	山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 1 2 8 号	山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 1 2 9 号	山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 1 3 0 号	山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について	10
議案第 1 3 1 号	山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について	10
議案第 1 3 2 号	山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定について	10
議案第 1 3 3 号	小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について	10
議案第 1 3 4 号	小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について	10
議案第 1 3 5 号	山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について	10
議案第 1 3 6 号	江汐公園の指定管理者の指定について	10
議案第 1 3 7 号	山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について	10

本日は、令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第103号から議案第116号までは、令和2年度の補正予算であります。

議案第103号及び議案第104号は、一般会計補正予算であります。

議案第103号の補正は、人事異動及び人事院勧告を踏まえ、給与条例等の改正に合わせた所要の調整を行うものです。また、新型コロナウイルス感染症対策としまして、65歳以上で一定の基礎疾患をお持ちの方々が本人の希望により受ける検査の費用の一部を負担するための経費を計上しており、これにより高齢者の重症化リスクや不安を軽減するとともに、感染拡大の防止を図ることとしております。これらはいずれも速やかに措置すべき案件の補正であり、歳入歳出それぞれ1,052万9,000円を減額し、予算総額を377億9,972万4,000円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入では、国庫支出金262万5,000円を増額し、繰入金1,315万4,000円を減額しております。

次に、歳出では、議会費では、人件費の調整として194万円を減額し、総務費では、人件費の調整として6,032万3,000円を増額し、民生費では、新型コロナウイルス感染症検査助成事業の増はあるものの、人件費の調整により4,450万2,000円を減額しております。

また、衛生費では1,281万1,000円、労働費では139万円、商工費では1,858万円、土木費では29万円を人件費の調整としてそれぞれ減額するとともに、農林水産業費では587万8,000円、教育費では278万3,000円を人件費の調整としてそれぞれ増額しております。

議案第104号の補正は、ふるさと山陽小野田応援事業、本山岬公園整備事業、GIGAスクール推進事業など取り急ぎ措置すべき案件に加え、決算を見通しでの補正などであり、歳入歳出それぞれ4,157万1,000円を追加し、予算総額

を 378 億 4,129 万 5,000 円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入では、分担金及び負担金 181 万 8,000 円、国庫支出金 6 億 9,277 万円、寄附金 5,267 万 3,000 円、繰越金 4 億 216 万 6,000 円、諸収入 3,579 万 8,000 円、市債 1,770 万円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料 586 万 5,000 円、県支出金 3,002 万 4,000 円、繰入金 11 億 2,546 万 5,000 円をそれぞれ減額しております。

次に歳出では、総務費では、公立大学法人運営基金積立金等の減はあるものの、財政調整基金積立金やふるさと山陽小野田応援事業等として 2 億 8,945 万円を増額し、民生費では、自立支援給付費、障害児支援給付費等の増はあるものの、保育所運営費や私立幼稚園運営費負担金等として 1 億 3,293 万 6,000 円を減額しております。

次に衛生費では、発熱外来事業費等の減はあるものの、環境衛生センター焼却炉等の修繕や地域外来・検査センター設置事業等として 5,217 万 3,000 円を増額し、農林水産業費では、農業次世代人材投資事業の減はあるものの、新規就業者等産地拡大促進事業補助金等として 1,224 万 7,000 円を増額し、商工費では、商工センター空調機器購入事業の増はあるものの、事業継続給付金の減により 2 億 1,877 万 2,000 円を減額しております。

また、土木費では、小野田駅前地区都市再生整備計画事業、本山岬公園整備事業等として、3,023 万 2,000 円を増額し、教育費では、G I G A スクール推進事業等として 917 万 7,000 円を増額しております。

なお、繰越明許費については、本庁舎耐震改修事業をはじめとした 4 事業、総額 9 億 419 万 6,000 円を追加設定するとともに、債務負担行為の補正として、本庁舎環境改善事業ほか 17 件を追加しております。最後に、地方債の補正として、借入限度額の変更をしております。

議案第 105 号は、駐車場事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 35 万 9,000 円を追加し、予算総額を 4,140 万円 4,000 円とするものです。

補正の内容としまして、歳入では、令和元年度決算が確定したことから繰越金 35 万 9,000 円を増額し、歳出では、予備費 35 万 9,000 円を増額してありま

す。

議案第 106 号及び議案第 107 号は、国民健康保険特別会計補正予算であります。

議案第 106 号の補正は、人件費の調整として歳入歳出それぞれ 178 万 1,000 円を追加し、予算総額を 74 億 6,703 万 9,000 円とするものです。

歳入では、繰入金 178 万 1,000 円を増額し、歳出では、総務費 178 万 1,000 円を増額しております。

議案第 107 号の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,961 万 8,000 円を追加し、予算総額を 75 億 9,665 万 7,000 円とするものです。

補正の内容としまして、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険料の減免に対する財政支援に係る災害等臨時特例補助金として国庫支出金 236 万 9,000 円を増額し、国民健康保険料 236 万 9,000 円を減額しております。また、決算見込みにより繰入金 65 万 7,000 円を増額し、令和元年度決算が確定したことから繰越金 1 億 2,896 万 1,000 円を増額しております。

歳出では、決算見込みにより基金積立金 1 億 2,961 万 8,000 円を増額しております。

議案第 108 号及び議案第 109 号は、介護保険特別会計補正予算であります。

議案第 108 号の補正は、人件費の調整として歳入歳出それぞれ 898 万 5,000 円を減額し、予算総額を 66 億 8,468 万 8,000 円とするものです。

補正の内容としまして、歳入では、国庫支出金 62 万 7,000 円、県支出金 31 万 4,000 円、繰入金 804 万 7,000 円をそれぞれ減額し、支払基金交付金 3,000 円を増額しております。

歳出では、総務費 675 万 4,000 円、地域支援事業費 223 万 1,000 円をそれぞれ減額しております。

議案第 109 号の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,661 万 8,000 円を追加し、予算総額を 68 億 130 万 6,000 円とするものです。

補正の内容としまして、歳入では、令和2年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金等の内示並びに決算見込みによる介護給付費の調整として国庫支出金578万8,000円、支払基金交付金2,565万円、県支出金1,277万5,000円をそれぞれ減額しております。

また、決算見込みによる介護給付費等により繰入金3,817万円を減額し、令和元年度決算が確定したことに伴う繰越金の精算により繰越金1億9,900万1,000円を増額しております。

歳出では、令和2年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修として総務費862万1,000円を増額し、決算見込みにより保険給付費9,500万円を減額し、令和元年度における給付費等の精算に伴う基金積立金1億4,610万5,000円、国及び県への償還金として諸支出金5,689万2,000円をそれぞれ増額しております。

議案第110号及び議案第111号は、後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

議案第110号の補正は、人件費の調整として歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、予算総額を11億4,583万3,000円とするものです。

補正の内容としまして、歳入では、繰入金7万8,000円を増額し、歳出では、総務費7万8,000円を増額しております。

議案第111号の補正は、歳入歳出それぞれ99万7,000円を追加し、予算総額を11億4,683万円とするものです。

補正の内容としまして、歳入では、決算見込みにより繰入金25万6,000円、令和元年度決算が確定したことから繰越金74万1,000円をそれぞれ増額し、歳出では、システム改修委託料の増額として総務費97万9,000円、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金1万8,000円をそれぞれ増額しております。

議案第112号は地方卸売市場事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、令和元年度決算が確定したことに伴う補正であり、歳入において、繰越金 14 万円を増額し、繰入金 14 万円を減額しております。

結果、歳入総額は 1,065 万 7,000 円のまま変わりありません。

議案第 113 号及び議案第 114 号は、小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

議案第 113 号の補正は、人件費の調整に伴う補正であり、歳出において、競走事業費 53 万 2,000 円を増額し、予備費 53 万 2,000 円を減額しております。

結果、歳出総額は 165 億 2,802 万 7,000 円のまま変わりありません。

議案第 114 号の補正は、重勝式及びミッドナイトレースの発売収入見込みの増に伴う補正であり、歳入歳出それぞれ 30 億 8,344 万円 3,000 円を追加し、予算総額を 196 億 1,147 万円とするものです。

補正の主な内容としまして、歳入では、競走事業収入 30 億 8,344 万 3,000 円を増額しております。

歳出では、競走事業において施設改善基金積立金及び財政調整基金積立金の増額等により総務管理費 2 億 950 万 1,000 円、勝車投票券払戻金、各種委託料、負担金、交付金等、売上増に伴う経費の増により事業費 28 億 7,394 万 2,000 円をそれぞれ増額しております。

議案第 115 号は病院事業会計補正予算であります。

今回の補正は、入院患者数、外来患者数、主要な建設改良事業のうち器械及び備品費の予定量を改めるとともに、決算を見通し予算調整を行うものです。

まず、収益的収支の収入では、山口県から新型コロナウイルス感染症患者受入れに係る病床確保要請を受け、一部が休床状態となったことから入院患者数を下方修正したことに伴い医業収益 5,477 万 8,000 円を減額し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を予算計上したことから医業外収益 1 億 1,376 万 6,000 円を増額し、病院事業収益を 42 億 5,493 万 9,000 円としております。

次に、支出では、入院患者減少に伴い薬品費を減額しますが、PCR 検査開

始による検査材料費やゴム手袋などの衛生材料の価格高騰に伴うその他材料費の増額及び先に挙げた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る経費を計上した結果、医業費用 5,149 万 2,000 円、費用等の増加に伴う雑支出及び消費税として医業外費用 513 万 3,000 円をそれぞれ増額し、病院事業費用を 46 億 9,416 万円としております。

この結果、1 年間の税抜き損益計算では 3 億 3,042 万 4,000 円の単年度純損失となりました。

次に、資本的収支の支出では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る器械及び備品費として建物改良費 4,590 万 1,000 円を増額し、資本的支出の予算額を 4 億 6,894 万 8,000 円としております。収入では支出に対応する補助金として 4,586 万 4,000 円を増額し、資本的収入の予算額を 2 億 5,606 万 4,000 円としております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 1,288 万 4,000 円は消費税資本的収支調整額等内部留保資金で補填しました。

最後に、令和 3 年度に病院機能評価を受審するため債務負担行為として限度額 170 万円を追加設定しております。

議案第 116 号は、下水道事業会計補正予算であります。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。

まず、収益的収支の収入では、50 万 3,000 円を増額し、収入総額を 18 億 8,376 万 9,000 円としております。支出では、50 万 3,000 円を増額し、支出総額を 18 億 3,984 万 4,000 円としております。

次に、資本的収支の収入では、307 万 2,000 円を減額し、収入総額を 16 億 8,150 万 6,000 円としております。支出では、307 万 2,000 円を減額し、支出総額を 24 億 4,484 万円としております。

議案第 117 号は、山陽小野田市職員給与条例の一部改正であります。

これは、令和 2 年度の人事院勧告に対し、国については、人事院勧告どおりの実施が閣議決定されたことから、本市についても国に準じた職員給与の改定を実施するため関係団体との調整を進めてまいり、令和 2 年の民間給与との較差等に基づく給与改定に関して協議が整いましたので、所要の改正を行うもの

です。

改正の内容は、期末・勤勉手当について、令和元年8月から令和2年7月までの直近1年間の支給実績で、民間が公務を下回ったことから、期末・勤勉手当の支給月数を現行の年間4.5月から0.05月分引き下げ、年間4.45月の支給とするもので、令和2年12月分から適用することとしています。なお、民間の支給状況等を踏まえ、0.05月分の引下げは、期末手当に配分することとし、令和3年6月期以降の支給割合については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月としています。

議案第118号は、山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正であります。

これは、国に準じた職員給与の改定と同様に、市長等について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、期末手当について、現行の年間4.5月から0.05月分引き下げ、年間4.45月の支給とするもので、令和2年12月分から適用することとしています。

議案第119号は、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正であります。

これは、国において国会議員の期末手当に関する法案が改正されることに伴い、本市についても国に準じて、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、期末手当について、現行の年間3.4月から0.05月分引き下げ、年間3.35月の支給とするもので、令和2年12月分から適用することとしています。

議案第120号は、山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正であります。

これは、国に準じた職員給与の改定と同様に、会計年度任用職員について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、期末手当について、現行の年間 2.6 月から 0.05 月分引き下げ、年間 2.55 月の支給とするもので、令和 2 年 12 月分から適用することとしています。

議案第 121 号は、山陽小野田市立サッカー交流公園条例の制定であります。

これは、令和 3 年 4 月 1 日に、山口県立おのだサッカー交流公園が山口県から山陽小野田市に移管されることに伴い、条例を制定するものです。この施設については、スポーツ活動を通じて市民の交流及び連携を促進し、市民の誰もが心身ともに健やかに暮らし、活力と笑顔あふれるまちづくりの推進のために活用していきたいと考えております。

議案第 122 号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

これは、令和 2 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律のうち、令和 3 年 1 月 1 日から施行される内容に伴い、当該事項を規定している条例 3 本について改正を行うものです。

改正の内容は、延滞金の割合の名称「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改称されること等に伴い、山陽小野田市国民健康保険条例、山陽小野田市介護保険条例及び山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の 3 本の条例について所要の改正を行うものであります。

議案第 123 号は、山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例の制定であります。

これは、「手話は言語である」という理解の広がりが十分とは言えない中で、広く市民に手話に対する理解の促進及び普及を図り、共生社会の実現を目指すため、条例を制定するものであります。

議案第 124 号は、山陽小野田市勤労青少年ホーム条例の廃止であります。

これは、小野田勤労青少年ホーム及び山陽勤労青少年ホームについては、平成 27 年に勤労青少年福祉法が改正され、勤労青少年ホームの設置根拠である

法律の条文が削除されたこと、及び施設の対象となる勤労青少年の利用が全体利用者の僅かにとどまっていることから令和3年3月31日をもって両施設を廃止しようとするものであります。

議案第125号は、山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正であります。

これは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正され、条ずれが生じたことに伴い、本市の条例で引用している省令の名称も改正となったため、所要の改正を行うものであります。

議案第126号は、山陽小野田市下水道条例の一部改正であります。

これは、議案第122号と同様に地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の特例割合の名称等を改める所要の改正を行うものであります。

議案第127号は、山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部改正であります。

これは、施設維持管理の効率化を図るため、3か所の農業集落排水施設のうち小野田西地区農業集落排水施設を廃止し、令和3年4月1日から公共下水道に統合することに伴い、当該施設を排水施設から削除するものであります。

議案第128号は、山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の特例割合の名称等を改めるもの及び小野田西地区農業集落排水施設を廃止し、公共下水道に統合することに伴い、統合後の下水道事業受益者負担金の取扱いについて、統合前に排水施設に係る分担金を徴収した受益者に対しては新たに負担金を賦課しない経過措置を定めるものであります。

議案第129号は、山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正であります。

これは、公職選挙法の一部改正等により、市の議会の議員選挙においても選

挙運動のために使用するビラを公費負担の対象とすることができるようになったことから、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため、選挙運動用ビラも選挙運動用自動車及びポスターと同様に市長及び市の議会の選挙において公費負担の対象とすること、及び他の公費負担の基準額を国の基準額の改定に合わせて見直しを行うため所要の改正を行うものであります。

議案第 130 号から議案第 137 号までは、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、令和 3 年 3 月 31 日をもって現指定管理者の指定期間が満了となる施設について、富士商株式会社を単独指名した山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館を除き、次の指定管理者を広報 10 月 1 日号及びホームページにおいて公募し、応募のあった団体及び単独指名した団体について、各施設の指定管理者選定委員会において選定基準に沿って審査した結果を踏まえ、山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者を社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団に、山陽小野田市中心福祉センターの指定管理者を社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会に、山陽小野田市の児童館の指定管理者を社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会に、小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者を嶋田工業株式会社に、小野田北部地区都市公園施設及び山陽地区都市公園他施設の指定管理者を公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターに、江汐公園の指定管理者を株式会社晃栄に、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者を富士商株式会社にそれぞれ指定するものであります。

なお、指定期間は、山陽小野田市障害者支援施設等、山陽小野田市の児童館及び江汐公園は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、山陽小野田市中心福祉センター、小野田南部地区都市公園他施設、小野田北部地区都市公園施設及び山陽地区都市公園他施設は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとします。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。